

誓約書

私は、令和8年度弘前市老朽空き家等除却促進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付を申請及び確定するにあたり、弘前市補助金等交付規則（以下「規則」という。）及び令和8年度弘前市老朽空き家等除却促進事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）を遵守し、下記に掲げる事項について誓約します。

なお、規則第15条第1項又は第2項及び第16条の規定により、補助金の交付決定の取消しを受けた場合は、補助金の全部又は一部を返還します。

記

- 1 補助金の交付申請書及び関係書類の記載内容について事実と相違はありません。当該記載内容について、市が調査する必要がある場合、その調査について了承します。
- 2 補助事業の実施にあたり、関係法令、規則及び要綱の規定を遵守します。
- 3 令和7年度から補助金交付申請時までにおいて、市に納付すべき市県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料（法人の場合は法人市民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税、特別徴収義務者の場合は、納税者から徴収した市県民税、入湯税及び宿泊税）について滞納しておらず、市がその調査を行うことについて了承します。
- 4 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）ではなく、同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していません。
- 5 補助事業の実施にあたり紛争が生じた場合、自らにおいて責任をもって解決し、市に一切の損害を与えません。
- 6 （申請者以外に補助対象物件の権利を有する者がいる場合）補助対象物件の権利を有する者から、申請者が費用を負担し補助対象物件を除却することについて同意を得ています。
- 7 （要綱第2条第1項第4号に定める単独活用が困難な空家等を除却する場合）補助対象物件の隣接地の所有者であって、既に補助対象物件を取得しており、補助対象物件を除却後、隣接地と補助対象物件の敷地の統合後の敷地を、自らの居住等の用に供し適切に10年以上管理します。隣接地と補助対象物件の敷地の統合後の敷地を、自ら居住等の用に供し適切に10年以上管理できなくなった場合で、市から補助金の返還を求められたときは、期限までに補助金を市に返還します。

令和 年 月 日

弘前市長 様

申請者 住 所

氏 名

以 上

備考

- 1 申請者が法人の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載事項とします。
- 2 氏名又は代表者名は、署名してください。なお、申請者が法人の場合又は法人以外でも本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

担当及び提出先：建設部建築指導課
電話：0172-40-0522